

寒川町事務分掌等に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略) (課等及び担当の設置)</p>	<p>第1条 (略) (課等及び担当の設置)</p>
<p>第2条 寒川町部設置条例第1条に規定する部に次の課等及び担当を置く。</p>	<p>第2条 寒川町部設置条例第1条に規定する部に次の課等及び担当を置く。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>福祉部</p>	<p>福祉部</p>
<p>福祉課 総務担当 障がい福祉担当 <u>臨時福祉給付金担当</u></p>	<p>福祉課 総務担当 障がい福祉担当 _____</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(課等の事務分掌)</p>	<p>(課等の事務分掌)</p>
<p>第3条 前条に規定する課等の事務分掌は、次のとおりとする。</p>	<p>第3条 前条に規定する課等の事務分掌は、次のとおりとする。</p>
<p>企画部</p>	<p>企画部</p>
<p>企画政策課</p>	<p>企画政策課</p>
<p>秘書担当</p>	<p>秘書担当</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>企画行革担当</p>	<p>企画行革担当</p>
<p>(1)～(8) (略)</p>	<p>(1)～(8) (略)</p>
<p>(9) <u>政策会議</u>に関すること。</p>	<p>(9) <u>全庁会議</u>に関すること。</p>
<p>(10) <u>部長会議</u>に関すること。</p>	<p>(10) <u>関係課調整会議</u>に関すること。</p>
<p>(11) <u>行政改革</u>に関すること。</p>	<p>(11) <u>行政サービス改革</u>に関すること。</p>
<p>(12)～(15) (略)</p>	<p>(12)～(15) (略)</p>
<p>財政課</p>	<p>財政課</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>広報戦略課</p>	<p>広報戦略課</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>～略～</p>	<p>～略～</p>
<p>福祉部</p>	<p>福祉部</p>
<p>福祉課</p>	<p>福祉課</p>
<p>総務担当</p>	<p>総務担当</p>
<p>(1)～(10) (略)</p>	<p>(1)～(10) (略)</p>
<p><u>(11) 虚弱者支援に関すること。</u></p>	<p><u>(11) 虚弱者支援に関すること。</u> (削る)</p>
<p><u>(12)～(18) (略)</u></p>	<p><u>(11)～(17) (略)</u></p>
<p>障がい福祉担当</p>	<p>障がい福祉担当</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><u>臨時福祉給付金担当</u></p>	<p><u>臨時福祉給付金担当</u> (削る)</p>
<p><u>臨時福祉給付金に関すること。</u></p>	<p></p>

高齢介護課

高齢福祉担当

(略)

介護保険担当

(1)～(6) (略)

(加える)

(7)～(11) (略)

(加える)

(加える)

(加える)

(12) (略)

保険年金課

(略)

健康子ども部

子育て支援課

(略)

保育・青少年課

保育担当

(1) 認定こども園、
幼稚園及び保育園に
関すること。

(2) 認可保育所の入所並びに保育
料の賦課及び徴収(収納対策課に
移管したものを除く。)に
関すること。

(加える)

(加える)

(加える)

(加える)

(3)・(4) (略)

青少年育成担当

高齢介護課

高齢福祉担当

(略)

介護保険担当

(1)～(6) (略)

(7) 指定居宅介護支援サービス事
業等の指定等に関すること。

(8)～(12) (略)

(13) 介護予防・日常生活支援総合
事業者の指定等に関すること。

(14) 在宅医療・介護連携推進事業
に関すること。

(15) 地域包括支援センターに関
すること。

(16) (略)

保険年金課

(略)

健康子ども部

子育て支援課

(略)

保育・青少年課

保育担当

(1) 認可保育所、認定こども園、
幼稚園及び地域型保育事業に
関すること。

(削る)

(2) 地域型保育事業の認可に関す
ること。

(3) 認可保育所、認定こども園(保
育所部分に限る。)及び地域型保
育事業の入所に関する
こと。

(4) 認可保育所、認定こども園、
幼稚園及び地域型保育事業の保
育料の賦課に関すること。

(5) 認可保育所の保育料の徴収
(収納課に移管したものを除く。)
に関する
こと。

(6)・(7) (略)

青少年育成担当

(略)

健康・スポーツ課

(略)

～略～

都市建設部

道路課

管理担当

(1)～(5) (略)

(加える)

(6)～(15) (略)

整備担当

(略)

下水道課

管理担当

(1)～(15) (略)

(16) 雨水幹線等の維持管理、水門
操作等に関すること。

(17)～(20) (略)

整備担当

(略)

都市計画課

都市計画・開発指導担当

(1)～(13) (略)

(14) 駐車場対策(協働文化推進課
の主管に属するものを除く。)に
関すること。

(15)～(19) (略)

みどり・国県担当

(略)

拠点づくり部

倉見拠点づくり課

(略)

田端拠点づくり課

(略)

寒川駅周辺整備事務所

整備担当

(1) 寒川駅北口地区土地区画整理
事業の事業計画の決定及び変更
に関すること。

(2) (略)

(3) 寒川駅北口地区土地区画整理
事業に係る換地計画の決定及び

(略)

健康・スポーツ課

(略)

～略～

都市建設部

道路課

管理担当

(1)～(5) (略)

(6) 開発行為に係る調整に関する
こと。

(7)～(16) (略)

整備担当

(略)

下水道課

管理担当

(1)～(15) (略)

(削る)

(16)～(19) (略)

整備担当

(略)

都市計画課

都市計画・開発指導担当

(1)～(13) (略)

(14) 駐車場対策(町民安全課
の主管に属するものを除く。)に
関すること。

(15)～(19) (略)

みどり・国県担当

(略)

拠点づくり部

倉見拠点づくり課

(略)

田端拠点づくり課

(略)

寒川駅周辺整備事務所

整備担当

(削る)

(1) (略)

(削る)

換地処分に関すること。

(4) 寒川駅北口地区土地区画整理事業に係る工事及び損失補償に関すること。

(削る)

(5)・(6) (略)

(2)・(3) (略)

(7) 寒川駅北口地区土地区画整理事業施行区域内における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第76条の許可に関すること。

(削る)

(8)～(10) (略)
～略～

(4)～(6) (略)
～略～

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。